締約国に関する情報 ＮＡ	ナミビア	附属書　Ｂ１ ＮＡ
	一　般　情　報	
国内官庁の名称	Business and Intellectual Property Authority (BIPA) (Namibia) （ビジネス知的財産機関（ＢＩＰＡ)(ナミビア)）	
所在地	188 Sam Nujoma Drive, Windhoek, Namibia	
郵便のあて名	P.O. Box 185, Windhoek, Namibia	
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(264-61) 299 44 00 info@bipa.na http://www.bipa.na (264-61) 401 061	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4）	ファクシミリ装置による提出を受理する	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	一部の書類について請求があった場合のみ提出	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理する	
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2)）	用意なし	
ナミビアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	ＡＲＩＰＯ事務局又はＷＩＰＯ国際事務局	
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい	
ナミビアが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	国　内　保　護：ビジネス知的財産機関（ＢＩＰＡ)(ナミビア) ＡＲＩＰＯ保護：ＡＲＩＰＯ事務局	
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	国　　内：特許 ＡＲＩＰＯ：特許，実用新案（実用新案は，ＡＲＩＰＯ特許に代えて又はＡＲＩＰＯ特許に追加して求めることができる）	

［次頁に続く］

1 ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

ＮＡ	ナミビア（続き）	ＮＡ
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するナミビアの規定（ＰＣＴ第15条）	な　し	
国際公開に基づく仮保護	な　し	
ナミビアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
ナミビアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか，又は出願後に提出することができる。ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合，管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	な　し	
ＡＲＩＰＯ特許については，附属書Ｂ２のアフリカ広域知的財産機関（ＡＰ）を参照		